

マシュマロ・タッチ®認定セラピスト講座 受講規約

2018年版

本受講規約に(以下「本規約」という)には、貴方が受講申込を行い、アイグレイ合同会社(以下「当学院」という)が提供する講座を受講するにあたって、本講座の申込をした者(以下「受講生」という)と当学院との間の契約条件となりますので、受講生は本規約を遵守するものとします。

**第1条 (本規約の適用)**

本規約は、当学院が主催、提供するマシュマロ・タッチ®認定セラピスト講座(以下「本講座」という)を利用するに当たり適用されます。

2. 受講生は、申込の時点で本規約に同意し、その内容に同意したものとみなされます。

**第2条 (規約の変更)**

本規約は予告なく変更される場合があります。

2. 規約が変更された場合、当学院から受講生に対する通知をするものとし、これに対する異議申し立てがない場合は、通知日をもって同通知の内容に同意したものとみなします。

**第3条 (受講生としての条件)**

本講座を受講することによりマシュマロ・タッチ®の理論と技術を学ぶことを目的としている方。但し、20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。

2. 他の受講生及び当学院関係者に伝染の恐れのある法定伝染病の疾病を持っていない方。

3. 心身ともに健康で、責任を持って自立的に行動できる方。

4. マシュマロ・タッチ®に興味のある方。

3. 本講座は特に指定された講座以外は日本語による講座ですので日本語による講座を理解できる方。

**第4条 (受講申込)**

受講の申込は随時受け付けておりますが、講座内容、開校日等により受付できない場合がございますので予めご了承下さい。

2. 受講申込は本規約を熟読され、ご理解、ご承諾の上受講申込書に記名捺印し、履歴書サイズの写真を貼って、本学院へ郵送または直接ご提出下さい。受講申込を受理した時点で申込の予約受付完了となります。

**第5条 (受講料等のお支払い)**

受講申込の予約受付完了後、7日以内且つ受講が開講されるまでに規定の受講料と講座指定の教材費などを全額(分割払いの場合は初回分)お支払いいただき、入金を確認した時点で申し込み受付完了となり受講資格が与えられます。各コースとも受講資格者が定員に達した時点で入金が確認できなかった申込の予約者の方には次回の講座受講を紹介いたします。

2. 申込の予約受付完了後、7日以内且つ、講座が開講されるまでに受講料等の入金が確認できない場合は電話等で確認させていただく場合があります。

3. 受講料等のお支払いは当方指定講座へお振込み下さい。尚、振込みによる手数料等は受講生のご負担となります。

## 第6条（契約の成立）

受講生は、本規約第4条の方法で受講申込を行うものとし、別段の定めがない限り、入金の確認をもって契約が成立したものとします。ただし、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当学院の判断をもって申込の不成立とみなすこと、または成立した契約を解除することができます。その際、受講料の返金は致しません

- ①. 申込に際し、虚偽の事実、記入漏れ、または誤記があることが判明した場合
- ②. 申込者が未成年者であり、受講申込の際に保護者の同意を得ていない場合
- ③. 申込者が本規約に反する行為を行う蓋然性が高い等、申込の成立を認めることが不適切であると当学院が判断した場合。

## 第7条（講座の中断等）

受講開講後における交通機関のトラブル、台風・地震等の自然災害、講師の不慮の事故、病気等、当学院が不可抗力と判断したときは、休講または延期することがあります。

## 第8条（講座の遅刻・欠席）

受講生は、受講開始時間を厳守するものとします。遅刻した場合には講座を受講できない場合がありますのであらかじめご了承下さい。

2. 受講生の事情により講座を欠席した場合には、補講は一切行わないものとします。
3. 無断遅刻、欠席が続く場合、当学院の判断で除籍となる場合があります。その場合は受講料の返金は出来ないものとします。
4. 受講生のお住まいの地域での災害・悪天候等またはそれらによる交通機関の麻痺等により受講が困難となった場合、当学院がやむを得ず認めた場合は、当日の急な欠席でも補講を認めるものとします。

## 第9条（著作権について）

当学院の提供使用する教材、案内その他の印刷物、ソフトウェア、デジタルデータを問わず著作権、特許、商標、意匠、ノウハウその他の知的財産権は、当学院又は当学院が使用許諾している第三者に独占的に帰属し、下記の行為は認められません。

- ①. 教材の無断での複製、引用、翻訳、翻案、転載
- ②. 第三者に対する開示、頒布、販売、譲渡、貸与、送信、web、ブログなど
- ③. 教材の全部又は一部の改変、派生的制作物作成

## 第10条（無断開示・教示等の禁止）

受講生は、有償、無償を問わず、第三者に当学院の技術・技能を開示、漏洩、提供、教示することを禁止するものとします。

## 第11条（開催会場）

講座の開催会場は、申込人数その他の事由等により変更します。尚、使用する会場は当学院の講座

内容に一切責任を負わないものとします。

## 第12条（禁止事項）

受講生は、本講座の受講に当たり、本規約第9条、第10条の他、以下の各号のいずれにも該当する行為をしないものとします。

- ①. 本規約に違反する行為
- ②. 他の受講生または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- ③. 当学院の事前の許諾なしに本講座を受講する権利を第三者に譲渡、売買、貸与、または名義変更する行為
- ④. ビデオカメラ・カセットテープ・ボイスレコーダー等による受講内容の録画・録音する行為
- ⑤. 本講座に関連して営利活動・宗教上の勧誘を行う行為
- ⑥. 当学院が不適切と判断する行為
- ⑦. その他、法令・公序良俗に違反する行為

## 第13条（損害賠償）

受講生または受講申込者が、本規約または法令に違反する行為を行い、その結果当学院または第三者に損害を与えた場合、当該受講生または受講申込者は、当学院の被った一切の損害の賠償をする責任を負うものとします。

## 第14条（免責）

当学院はその責めに帰すことができない事由により生じた損害その他以下の各号の事由に起因して生じた損害については、債務不履行、不法行為を問わず一切の責任を負わないものとします。

- ①. 第7条のうち、交通機関のトラブル、台風、地震等の自然災害に起因して発生した損害
- ②. 当学院の講座により習得した知識、技能を不正確または不適切に使用したことにより、受講生または第三者に発生した損害
- ③. 受講生同士または受講生と第三者との間で個人的な問題により発生した損害
- ④. 第三者の故意による介入により生じた損害

## 第15条（合意管轄）

本規約に関する訴訟については、当学院の住所地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします

## 第16条（協議）

本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、当学院と受講生間にて誠意をもって協議の上解決するものとします

以上